

北海道青少年健全育成条例抜粋（昭和30年4月2日条例第17号）

第5章 北海道青少年健全育成審議会（第45条—第52条）

(設置)

第45条 北海道における青少年の健全な育成を図るため、知事の附属機関として、北海道青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第46条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第47条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第48条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年の健全な育成に關係する団体の役職員
- (3) 事業者（法人にあっては、その役職員）
- (4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が適當と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任務は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第49条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第50条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第51条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第52条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雜則（第54条）

(諮詢等)

第54条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第2号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 第9条第1項の規定による基本計画の策定（基本計画の変更を含む。）をしようとするとき。
 - (2) 第15条第1項、第16条第1項第3号、第19条第1項第4号、第20条第1項又は第22条第1項第3号の規定による指定をしようとするとき。
 - (3) 第16条第1項第1号若しくは第2号、第19条第1項第1号、第20条第1項、第22条第1項第1号又は第37条第1項第3号の規定により規則を定めようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。